

【第1号議案】

第一号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月九日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の竹田市の項中「菅生小学校、」を削り、同部の第三級学校の款の佐伯市の項を削り、同部の第四級学校の款を削り、同表の中学校の部の第三級学校の款を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるの
で提案する。

○ 職員のへき手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部</p> <p>第一級学校 東国東郡 姫島小学校 玖珠郡 飯田小学校 中津市 深水小学校、津民小学校 日田市 いつま小学校 佐伯市 直川小学校 竹田市 白丹小学校、都野小学校、直入小学校 杵築市 大田小学校 宇佐市 南院内小学校 由布市 塚原小学校 国東市 国見小学校</p> <p>第二級学校 玖珠郡 日出生小学校、古後小学校 日田市 前津江小学校、津江小学校 佐伯市 宇目緑豊小学校、蒲江翔南小学校 津久見市 越智小学校、保戸島小学校 宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校福貴野分校</p> <p>第三級学校 玖珠郡 日出生小学校小野原分校</p> <p>（削る）</p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部</p> <p>第一級学校 東国東郡 姫島小学校 玖珠郡 飯田小学校 中津市 深水小学校、津民小学校 日田市 いつま小学校 佐伯市 直川小学校 竹田市 菅生小学校、白丹小学校、都野小学校、直入小学校 杵築市 大田小学校 宇佐市 南院内小学校 由布市 塚原小学校 国東市 国見小学校</p> <p>第二級学校 玖珠郡 日出生小学校、古後小学校 日田市 前津江小学校、津江小学校 佐伯市 宇目緑豊小学校、蒲江翔南小学校 津久見市 越智小学校、保戸島小学校 宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校福貴野分校</p> <p>第三級学校 玖珠郡 日出生小学校小野原分校 佐伯市 大田小学校</p>

<p>(削る)</p> <p>第五級学校</p> <p>津久見市 無垢島小学校</p> <p>へき地学校に準ずる学校</p> <p>佐伯市 本匠中学校</p> <p>別表第二(第四条関係) (略)</p>	<p>第四級学校</p> <p>佐伯市 蒲江翔南小学校深島分校</p> <p>第五級学校</p> <p>津久見市 無垢島小学校</p> <p>へき地学校に準ずる学校</p> <p>佐伯市 本匠中学校</p> <p>別表第二(第四条関係) (略)</p>
<p>(削る)</p> <p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校</p> <p>日田市 五馬中学校</p> <p>佐伯市 直川中学校</p> <p>竹田市 直入中学校</p> <p>国東市 国見中学校</p> <p>第二級学校</p> <p>日田市 前津江中学校、津江中学校</p> <p>佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校</p> <p>津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校</p> <p>第三級学校</p> <p>佐伯市 大島中学校、深島中学校</p> <p>第五級学校</p> <p>津久見市 無垢島中学校</p> <p>へき地学校に準ずる学校</p> <p>佐伯市 本匠中学校</p> <p>別表第二(第四条関係) (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校</p> <p>日田市 五馬中学校</p> <p>佐伯市 直川中学校</p> <p>竹田市 直入中学校</p> <p>国東市 国見中学校</p> <p>第二級学校</p> <p>日田市 前津江中学校、津江中学校</p> <p>佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校</p> <p>津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校</p> <p>第三級学校</p> <p>佐伯市 大島中学校、深島中学校</p> <p>第五級学校</p> <p>津久見市 無垢島中学校</p> <p>へき地学校に準ずる学校</p> <p>佐伯市 本匠中学校</p> <p>別表第二(第四条関係) (略)</p>

【第1号議案】

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるため

2 改正内容

別表第1中、次に掲げる小学校及び中学校について削除する。

学校区分	市町村名	学 校 名	級別区分	備 考
小学校	竹田市	<small>すごう</small> 菅生小学校	第一級学校	[削除] (R6 年度末廃校 南部小に統合)
	佐伯市	大島小学校	第三級学校	[削除] (R6 年度末廃校 休校中)
	佐伯市	<small>かまえしょうなん</small> 蒲江翔南小学校 <small>ふかしま</small> 深島 分校	第四級学校	[削除] (R6 年度末廃校 休校中)
中学校	佐伯市	大島中学校	第三級学校	[削除] (R6 年度末廃校 休校中)
	佐伯市	深島中学校	第三級学校	[削除] (R6 年度末廃校 休校中)

3 施行期日

公布の日から施行する。